平成２８年（フ）第８４１号
愛知県長久手市根の神211番地　ヴィラグリーン１－Ｄ
債務者　板倉　成子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目17番地15　リブ稲荷台101
債務者　藤代　正直
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第５５号
鹿児島県垂水市市木1175番地78
債務者　上村慎一郎
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
山口県周南市久米ひばりヶ丘302―25ヒルサイドテラス101、住民票上の住所山口県周南市大字櫛ヶ浜521番地の８
債務者　佐藤　正一
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第９７号
神奈川県横須賀市汐見台２丁目18番２号
債務者　金山　立江
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１６３号
和歌山市太田561番地
債務者　道場　和美
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６４号
和歌山県岩出市岡田６番地の１（Ａ―103号）
債務者　岡野　満世
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６９号
和歌山市西田井189番地　渡辺産業運輸寮内
債務者　芋月　公一
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７５号
和歌山市福島674番地３　住宅型有料老人ホームひろみ１階112号室
債務者　岡　五十四
法定代理人成年後見人　林　紀久夫
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７１１号
名古屋市守山区幸心２丁目401番地
債務者　大河内小津江
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３４号
愛知県東海市富木島町伏見３丁目14番地の１
債務者　仲　賢
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３５号
愛知県東海市富木島町伏見３丁目14番地の１
債務者　仲　祐子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８８号
名古屋市緑区鳴海町字山腰48番地の１　アムールハイツ27　Ｆ１、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字丸内15番地　レオパレスミドリ101号
債務者　中川　秀孝
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２７号
熊本市北区植木町鞍掛1772番地
債務者　横田　竜司
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４４２６号
東京都杉並区高井戸東２丁目17―12―202
債務者　黒木今日子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４５１号
東京都豊島区東池袋５丁目７―13―101
債務者　平野　直志
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４５４号
東京都足立区新田１丁目14―８―401
債務者　エリアアウローラこと　エリア　アウローラ　ガンデッザ
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部